県民生活環境部

No.　25

制　度　名	災害等廃棄物処理促進事業費補助	主管課名	廃棄物対策課・企画調整G
		問合せ先	029－301－3020
目的・趣旨	災害等廃棄物処理事業費について、社会的経済的影響が極めて大きい市町村に対し、補助を行う。		

〔対象団体〕
市町村

〔対象事業〕
○　災害等廃棄物処理事業として実施した、ごみ処理及びし尿処理事業

〔補助要件等〕
○　災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象事業費の 2.5%が当該市町村の標準税収額の 0.5%を上回ること。

〔対象経費〕
○　災害等廃棄物処理事業として実施した、ごみ処理及びし尿処理事業に要した経費

〔補助限度額等〕
○（(災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象事業費×2.5%）－（当該市町村の標準税収額×0.5%)）×90%

〔経費負担割合〕

区　　分	国	県	市町村	その他
災害等廃棄物処理促進事業費補助金		10/10		

〔令和３年度当初予算額〕	〔令和３度補助対象団体〕
―　千円	―　団体

〔備考〕
災害等廃棄物処理事業費補助金の上乗せ分として、対象市町村及び補助対象額を環境省が決定。環境省は都道府県に対し当該金額を持って基金を造成させ、都道府県は当該基金を取り崩し、本補助金の財源とする。